

株 主 各 位

東京都葛飾区立石四丁目34番 1 号

森尾電機株式会社

取締役社長 小 泉 泰 一

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年 6 月28日（水曜日）午後 5 時20分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年 6 月29日（木曜日）午前10時（開場 午前 9 時）
2. 場 所 東京都葛飾区立石六丁目33番 1 号
かつしかシンフォニーヒルズ別館 4 階会議室「ラベンダー」
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第85期（平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期（平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 株式併合の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

第 3 号議案 取締役 7 名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の 3 日前（平成29年 6 月25日）までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ◎ 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ(<http://www.morio.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 全 般 の 概 況

当連結会計年度におけるわが国経済は、日銀による経済・財政政策を背景として企業収益や雇用情勢に改善がみられ、緩やかな回復基調にあるものの、個人消費は依然足踏み状態が続いております。一方、北朝鮮の地政学リスクを始め、英国のEU離脱や米国の政策動向等による日本経済への影響が懸念され、先行きについては不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは積極的な営業活動を展開しました結果、当連結会計年度の売上高は69億86百万円（前年同期比5億44百万円、7.2%減）となり、受注高は81億55百万円（前年同期比2億89百万円、3.7%増）となりました。

利益につきましては、製造コストの削減及び固定費削減等に努めたことにより、当連結会計年度の営業利益は2億65百万円（前年同期比11百万円、4.1%減）、経常利益は2億60百万円（前年同期比1百万円、0.7%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1億51百万円（前年同期比18百万円、13.8%増）となりました。

(2) セグメント別の概況

[電気機器製造販売事業]

電気機器製造販売事業の売上高は68億43百万円（前年同期比5億37百万円、7.3%減）となり、受注高は81億55百万円（前年同期比2億89百万円、3.7%増）となりました。

① 鉄道関連事業

主力の鉄道関連事業につきましては、主に国内通勤近郊電車等の車両需要向けを中心に受注活動を展開した結果、売上高は52億67百万円（前年同期比4億8百万円、7.2%減）となり、受注高は66億7百万円（前年同期比3億8百万円、4.9%増）となりました。

② 自動車関連事業

自動車関連事業につきましては、各高速道路会社等に対し車載標識車を中心とする受注活動を展開した結果、売上高は13億33百万円（前年同期比16百万円、1.2%増）となり、受注高は14億62百万円（前年同期比1億95百万円、15.5%増）となりました。

③ 船舶等関連事業

船舶等関連事業につきましては、防衛省関連等への出荷を中心に受注活動を展開し、売上高は2億43百万円（前年同期比1億45百万円、37.5%減）となり、受注高は85百万円（前年同期比2億14百万円、71.5%減）となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業につきましては、各賃貸マンションが概ね堅調な売上を維持しており、売上高は1億43百万円（前年同期比6百万円、4.3%減）となりました。

電気機器製造販売事業セグメント 営業部門別受注高・受注残高

（単位：百万円）

営業部門別	受注高						受注残高					
	前期		当期		増減		前期		当期		増減	
		%		%		%		%		%		%
鉄道関連事業	6,298	80.1	6,607	81.1	308	4.9	5,340	92.3	6,680	94.1	1,340	25.1
自動車関連事業	1,266	16.1	1,462	17.9	195	15.5	239	4.1	369	5.2	129	54.0
船舶等関連事業	300	3.8	85	1.0	△214	△71.5	208	3.6	50	0.7	△157	△75.6
合計	7,865	100.0	8,155	100.0	289	3.7	5,789	100.0	7,101	100.0	1,312	22.7

セグメント別 営業部門別売上高

（単位：百万円）

営業部門別		売上高					
		前期		当期		増減	
電気機器製造販売事業			%		%		%
	鉄道関連事業	5,675	75.3	5,267	75.3	△408	△7.2
	自動車関連事業	1,316	17.5	1,333	19.1	16	1.2
	船舶等関連事業	388	5.2	243	3.5	△145	△37.5
小計		7,381	98.0	6,843	97.9	△537	△7.3
不動産関連事業		149	2.0	143	2.1	△6	△4.3
合計		7,531	100.0	6,986	100.0	△544	△7.2

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は1億76百万円であります。その主なものは、ソフトウェア仮勘定及び竜ヶ崎事業所工場棟における生産設備の新設等であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度は増資等による資金調達は行っておりません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社は、中長期的な経営目標を達成するため、対処すべき課題として次の項目を進めてまいります。

(1) 既存事業の一層の強化を進めてまいります。

主力の鉄道関連事業では、引き続き多品種少量生産と価格競争の激化に対応した生産性の向上及びコストの削減をより強く進めてまいります。

(2) 海外向け鉄道車両案件への積極的な対応を図ってまいります。

国内の鉄道車両産業が成熟化する中で、海外鉄道事業への関わりがますます大きくなってまいりますので、特に米国現地法人を中心に海外鉄道車両案件への対応力の一層の向上に取り組んでまいります。

(3) 新製品・新事業の開発促進を引き続き推進してまいります。

企業のさらなる発展のために、次代の当社の主力となるべき製品・部品の開発・改良と、新規事業の立ち上げを引き続き推進してまいります。

(4) 生産性向上のための生産設備及び作業環境改善に取り組んでまいります。

竜ヶ崎事業所工場棟の老朽化した機械設備を順次計画的に最新鋭のものに更新し、生産性の向上に取り組んでまいります。

(5) 全社的環境改善活動を推進してまいります。

当社は、平成18年3月に環境の国際標準でありますISO14001を認証取得し、社内の環境改善を進めてまいりましたが、使用電力量の削減、会議のペーパーレス化、5Sの徹底等により、引き続き全社的な環境改善活動を推進してまいります。

(6) 組織力の一層の強化を進めてまいります。

人材教育を充実していくとともに、各階層とのコミュニケーションの強化を図り、生産性向上に向けた組織力を一層向上してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営活動に引き続きご理解を賜いますとともに、今後ともなお一層のご支援、ご協力の程をお願い申し上げます。

9. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第82期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第83期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第84期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第85期 (当連結会計年度) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
受 注 高(千円)	—	—	7,865,951	8,155,749
売 上 高(千円)	—	—	7,531,231	6,986,945
経 常 利 益(千円)	—	—	262,390	260,633
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	—	—	133,335	151,791
1株当たり当期純利益(円)	—	—	9.69	11.03
総 資 産(千円)	—	—	8,016,084	8,159,600
純 資 産(千円)	—	—	3,499,445	3,568,651
1株当たり純資産(円)	—	—	254.39	259.43

(注) 第84期より連結計算書類を作成しておりますので、第83期以前の各数値は記載しておりません。

10. 主要な事業内容

平成29年 3 月31日

営業部門別		主 要 製 品 名
電 気 機 器 製 造 販 売 事 業	鉄道関連事業	主幹制御器、配電盤、配電箱、補助回路機器、電磁接触器、蛍光灯、LED照明器具、行先表示器、各種照明配線器具、電気暖房器、電気信号機器、旅客情報表示装置、車両用モニタリングシステム、各種保安機器、エスカレーター表示器他地上用設備機器等
	自動車関連事業	自走式標識車、各種車載標識装置、地上設備用分電盤、各種保安機器、投光器、道路用各種情報装置等
	船舶等関連事業	各種防爆灯及び防爆器具、艦艇用照明配電器具、船用各種照明器具、船用情報案内装置、船用電気通信器具等、大型情報表示装置、各種情報ボード、セキュリティ関連機器等
	不動産関連事業	不動産賃貸物件5棟等

11. 主要な事業所

(1) 当社

平成29年 3 月31日

事 業 所		所 在 地
本 社		東京都葛飾区立石四丁目34番1号
工 場	竜ヶ崎事業所	茨城県龍ヶ崎市
営 業 所	大 阪 営 業 所	大阪府大阪市北区
出 張 所	仙 台 出 張 所	宮城県仙台市宮城野区

(2) 子会社

平成29年 3 月31日

会 社 名	所 在 地
Morio USA Corporation	アメリカ合衆国ネブラスカ州リンカーン市

12. 従業員の状況

平成29年 3 月31日

区 分	男 子	女 子	合 計
従 業 員 数(名)	183	54	237
(前連結会計年度末比増減)	(△1)	(1)	(一)

13. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

平成29年3月31日

会 社 名	資 本 金	議 決 権 率 比	主 要 な 事 業 内 容
Morio USA Corporation	千円 328,721	% 100	鉄道車両用電気機器製造販売

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

14. 主要な借入先

平成29年3月31日

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	千円 1,580,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	525,542

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 57,000,000株
2. 発行済株式の総数 14,250,000株
3. 株 主 数 1,639名
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
有 限 会 社 森 尾 商 会	1,150,000	8.36
川 崎 重 工 業 株 式 会 社	895,750	6.51
日 本 車 輜 製 造 株 式 会 社	758,250	5.51
森 尾 電 機 さ つ き 会	669,760	4.87
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	657,000	4.78
セ ン ト ラ ル 警 備 保 障 株 式 会 社	650,000	4.73
中 西 電 機 工 業 株 式 会 社	518,000	3.77
森 尾 電 機 自 社 株 投 資 会	449,431	3.27
株 式 会 社 金 子 工 務 店	331,000	2.41
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	308,000	2.24

(注) 持株比率は、自己株式(494,497株)を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	小 泉 泰 一	
常 務 取 締 役	北 澤 公 夫	竜ヶ崎工場長 兼 技術部長
取 締 役	木 下 寛	経営企画部長 兼 財務部門統括
取 締 役	菊 地 裕 之	人事総務部長 兼 資材部門統括
取 締 役	大 橋 貢	営業部門統括 兼 東部営業部長
取 締 役	久須美 康 博	セントラル警備保障株式会社常任監査役（常勤）
常 勤 監 査 役	中 尾 一 行	
監 査 役	中 島 正 隆	日本車輛製造株式会社顧問
監 査 役	堀 勝 彦	

- (注) 1. 取締役久須美康博氏は、社外取締役であります。なお、当社は取締役久須美康博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役中島正隆氏及び堀 勝彦氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役中島正隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- 退任
取締役会長堺 又一氏は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	支 給 額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (1)	70,220 (1,200)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	11,260 (3,600)
合 計	10	81,480

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は取締役6名、監査役3名であります。
3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額18百万円(取締役5名に対して17百万円、監査役1名に対して1百万円)が含まれております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況

- ① 取締役久須美康博氏は、セントラル警備保障株式会社の常任監査役（常勤）を務めており、同社は当社株式の4.73%を保有する大株主であるとともに、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
- ② 監査役中島正隆氏は、日本車輛製造株式会社の顧問を務めており、同社は当社株式の5.51%を保有する大株主であるとともに、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	久須美 康 博	当事業年度開催の取締役会には、15回のうち15回出席し、主に企業経営分野における豊かな経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	中 島 正 隆	当事業年度開催の取締役会には、15回のうち15回出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回のうち14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	堀 勝 彦	当事業年度開催の取締役会には、15回のうち15回出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14回のうち14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称
東陽監査法人
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額（千円）
会計監査人としての報酬等の額	16,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の会計監査人は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要がある判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社の子会社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための内部統制システムの体制を定め、効率的で適法な企業体制の確立を図っております。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役付取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。
 - ② コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、企業倫理と法令遵守意識の醸成を図り、企業活動の中での法令違反の未然防止に努めております。
 - ③ 内部統制監査室は、内部統制及び内部監査規程に基づき継続的に各業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めております。
 - ④ コンプライアンスに関する問題が万が一発生した場合は、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を構築しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 当社は、職務執行上必要とする文書その他重要情報に関しては、秘密文書取扱規程に基づき適切に保存管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持するよう努めております。
 - ② 社内の重要情報や顧客情報等に関しては、文書管理規程に基づき適切な保存管理に努めております。
- (3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、経営の緊急時に発生するリスクに関しては、緊急時基本対応規程に基づき迅速・適切に対応し、リスク回避のできる体制の構築に努めております。
 - ② 内部統制監査室は、監査役及び会計監査人と連携をとり、各部門の業務運用状況の適正性及び会計処理の正確性等のリスク管理状況を監査し、代表取締役に報告する体制を構築しております。

- (4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役が機動的な経営判断及び職務執行が効率的に行われる体制を確保するため、取締役会において法令で定められた事項のほか、経営の基本方針を始めとする会社の重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督する体制を構築しております。
 - ② 取締役の責任を明確化し、権限を強化することで、取締役の職務執行において経営意思決定の迅速化及び業務執行機能の強化が図られる体制を構築しております。
 - ③ 取締役会は、中期経営計画を策定するとともに、每期事業部門ごとに業績目標と予算設定を行い、逐次業績を管理できる体制を構築しております。
- (5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社に対して、当社の取締役または使用人を取締役及び経営幹部として派遣し、それらの業務運営を定常的に管理監督する体制を構築しております。
 - ② 子会社の経営については、定期的に書面または当社取締役会及び経営会議において報告を受け、重要な経営事項の決定に関しては、社内規程に基づき原則として当社の事前承認を取得する体制を構築しております。
 - ③ 内部統制監査室は、監査役及び会計監査人と連携を取りつつ、社内規程に基づき子会社の監査を実施する体制を構築しております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事等については、取締役は監査役と事前協議の上で実施する体制を構築しております。
 - ② 監査役の補助をする使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役からの指揮命令を受けない体制を構築しております。

- (7) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役・使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、または法令・定款に違反する重大な事実を知った時は、直ちに監査役に対して報告する体制を構築しております。又、監査役に報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないこととしております。
 - ② 監査役は、取締役会のほか、重要な事項の決定がなされる会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求める体制を構築しております。
 - ③ 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請ができるとともに、代表取締役は定期的に監査役と面談を行い、内部統制体制の整備等について意見交換する体制を構築しております。
- (8) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役の職務執行上必要と認められる費用については予算化し、その前払い等の請求があるときは、当該請求が適正ではない場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。
 - ② 緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じております。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 当社はコンプライアンス・マニュアルにおいて「反社会的勢力との絶縁」を明記し、法令遵守教育を通じて、社内への周知徹底を図っております。
 - ② 対応部署は、人事総務部が中心となり警察当局や顧問弁護士等の専門機関と緊密な連携を図り、反社会的勢力からの不当な要求に対して適切に対処できる体制を構築しております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は14回、幹部会議は12回、コンプライアンス委員会は1回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、鉄道車両や自動車・船舶関係の電装品メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、①電装品や装置の開発設計の技術者集団として、豊富な経験とノウハウに裏付けされた技術力、②設計から販売まで、顧客のニーズを確実に捉えた製品づくりを可能とした一貫生産体制、③安全性を重視した製品を提供するための徹底した品質管理体制、④長年の間に築き上げた顧客との強固な信頼関係、⑤地球環境保全への貢献を意識した企業精神等が必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益や当社に関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠

です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が（2）②に記載する本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

（2）基本方針実現のための取り組み

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は主に受注生産により事業を行っているため、主力の鉄道関連事業では国内・海外車両の代替需要及び新規需要の影響を大きく受けます。従って、経済環境による収益への影響を抑えるために、一貫生産体制の推進及び顧客のニーズを的確に捉えた製品供給を通じて、生産性の向上と収益体質の強化に取り組んでおります。具体的には、作業効率の改善と消費電力の削減、また、振動や騒音の低減による環境面に配慮した「タレットパンチプレス」の新機種導入を行いました。引き続き、竜ヶ崎事業所工場棟の老朽化した機械設備を順次計画的に最新鋭のものに更新し、生産性の向上に取り組んでまいります。さらに照明のLED化等により作業環境の大幅な改善と地球環境保全への貢献を目指してまいります。

また、国内の鉄道車両産業が成熟化するなかで、海外鉄道車両事業への関わりがますます大きくなってまいりますので、引き続き海外鉄道車両案件への対応力の一層の向上に取り組んでまいります。その一環として、平成25年（2013年）8月に開設した米国現地法人では、平成27年（2015年）3月には現地生産品の納入が始まりました。さらに、平成28年（2016年）7月には事務所と倉庫を集約することにより、業務の効率化を図りました。

平成24年（2012年）3月には創業100周年記念事業の一環として、旧本社

の再開発計画に着手しました。本社社屋は平成25年（2013年）12月に完成し、本社社屋を本社事務所と賃貸住宅の共用建物として建替えました。このことにより、不動産賃貸事業の強化と収益の安定化を図ることができました。

さらに取締役会が適正かつ効率的に業務執行機能を発揮できるよう、取締役の責任を明確化し権限を強化することで事業運営上重要な事項について常勤役員による迅速な意思決定ができる体制を採用しており、取締役会ではこのような業務執行について、社外取締役及び社外監査役を中心に多面的にチェックする体制が図られている等、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

② 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成21年5月8日付取締役会決議及び同年6月26日付定時株主総会決議に基づき、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、同年6月26日開催の定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として本対応方針を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下、かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、大規模買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより阻止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに当社が定める大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき、株主の皆様の判断並

びに当社取締役会及び独立委員会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があり得ます。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当該期間内に、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見をとりまとめて公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗措置をとるか否か等の判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置したうえで、取締役会はこれに必ず諮問することとし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動もしくは株主総会招集の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置として、新株予約権の発行を実施する場合には、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すことがあるものとし、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成27年6月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、独立委員会の勧告

を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.morio.co.jp/>）に掲載する平成27年5月8日付プレスリリースをご覧ください。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2)①に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、(2)②に記載した本対応方針も、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる目的をもって継続されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である専門家等を利用することができるとされていること、必要に応じて新株予約権の無償割当ての実施につき株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置づけており、今後の事業展開に必要な内部留保を確保し、将来にわたる安定配当の維持を重視しながら、業績に応じた適切な配当政策を実現していくことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たり3円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、財務体質の維持・強化、将来の最適生産体制のための設備投資、新製品・新技術の研究開発等、当社の企業競争力強化のために活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,767,749	流 動 負 債	3,303,255
現金及び預金	965,210	支払手形及び買掛金	896,903
受取手形及び売掛金	1,854,493	電子記録債務	506,268
電子記録債権	225,818	短期借入金	1,280,475
商品及び製品	181,731	一年以内返済予定の長期借入金	173,279
仕掛品	902,274	リース債務	35,101
原材料及び貯蔵品	535,523	未払法人税等	83,494
繰延税金資産	55,954	賞与引当金	149,000
その他の流動資産	46,744	役員賞与引当金	18,000
固 定 資 産	3,391,850	その他の流動負債	160,732
有形固定資産	1,825,526	固 定 負 債	1,287,693
建物及び構築物	2,871,046	長期借入金	982,540
減価償却累計額	△1,258,725	リース債務	79,688
建物及び構築物(純額)	1,612,321	繰延税金負債	200,552
機械装置及び運搬具	166,337	その他の固定負債	24,912
減価償却累計額	△162,559	負 債 合 計	4,590,948
機械装置及び運搬具(純額)	3,777		
土地	55,297		
リース資産	193,081		
減価償却累計額	△104,040	純 資 産 の 部	
リース資産(純額)	89,041	株 主 資 本	3,069,921
その他	204,993	資 本 金	1,048,500
減価償却累計額	△140,135	資 本 剰 余 金	897,272
その他(純額)	64,857	利 益 剰 余 金	1,194,432
建設仮勘定	231	自 己 株 式	△70,284
無 形 固 定 資 産	370,267	その他の包括利益累計額	498,729
投資その他の資産	1,196,056	その他有価証券評価差額金	489,601
投資有価証券	1,138,123	為替換算調整勘定	9,128
その他	57,932	純 資 産 合 計	3,568,651
資 産 合 計	8,159,600	負 債 及 び 純 資 産 合 計	8,159,600

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（平成28年 4 月 1 日から）
（平成29年 3 月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	6,986,945
売 上 原 価	5,759,098
売 上 総 利 益	1,227,847
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	962,234
営 業 利 益	265,613
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	67
受 取 配 当 金	15,512
受 取 補 償 金	7,000
雑 収 入	8,101
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	32,096
為 替 差 損	3,565
経 常 利 益	260,633
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,104
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	259,528
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	103,409
法 人 税 等 調 整 額	4,327
当 期 純 利 益	151,791
親会社株主に帰属する当期純利益	151,791

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から）
（平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,048,500	897,272	1,083,909	△70,142	2,959,539
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△41,268		△41,268
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			151,791		151,791
自 己 株 式 の 取 得				△142	△142
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	110,523	△142	110,381
当 期 末 残 高	1,048,500	897,272	1,194,432	△70,284	3,069,921

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	529,853	10,052	539,905	3,499,445
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△41,268
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益				151,791
自 己 株 式 の 取 得				△142
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△40,251	△924	△41,175	△41,175
当 期 変 動 額 合 計	△40,251	△924	△41,175	69,205
当 期 末 残 高	489,601	9,128	498,729	3,568,651

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

1 社

(2) 主要な連結子会社の名称

Morio USA Corporation

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a 商品及び製品・仕掛品

個別法

b 原材料及び貯蔵品

総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

在外子会社は、所在地の会計基準に基づく、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建 物	1, 052, 647千円
土 地	7, 329千円
合 計	1, 059, 977千円

担保に係る債務の金額

短期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	1, 039, 956千円
長期借入金	953, 396千円
合 計	1, 993, 352千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1, 665, 460千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 14, 250, 000株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月25日 取締役会	普通株式	41, 268千円	3円	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	41, 266千円	3円	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金及び短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスク及び為替変動リスクにさらされております。投資有価証券は主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で17年後であります。このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、営業部門及び総務部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち11.3%が特定の大口顧客（総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先）に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	965, 210	965, 210	—
(2) 受取手形及び売掛金	1, 854, 493	1, 854, 493	—
(3) 電子記録債権	225, 818	225, 818	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	1, 138, 123	1, 138, 123	—
資産計	4, 183, 645	4, 183, 645	—
(1) 支払手形及び買掛金	896, 903	896, 903	—
(2) 電子記録債務	506, 268	506, 268	—
(3) 短期借入金	1, 453, 754	1, 453, 754	—
(4) 長期借入金	982, 540	991, 131	△8, 591
(5) リース債務	114, 790	114, 116	674
負債計	3, 954, 257	3, 962, 173	△7, 916

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金、(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	965, 210	—	—	—
受取手形及び売掛金	1, 854, 493	—	—	—
電子記録債権	225, 818	—	—	—
合計	3, 045, 521	—	—	—

(注3) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1, 280, 475	—	—	—	—	—
長期借入金	173, 279	164, 964	144, 092	119, 956	73, 496	480, 032
リース債務	35, 101	21, 092	15, 832	10, 917	6, 966	24, 878
合計	1, 488, 855	186, 056	159, 924	130, 873	80, 462	504, 910

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
990,045	△44,601	945,443	1,828,648

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

減少は、減価償却費 44,745千円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は64,045千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 259円43銭

2. 1株当たり当期純利益金額 11円03銭

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	151,791
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
期中平均株式数(千株)	13,755

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月10日

森 尾 電 機 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中 塩 信 一 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 北 島 緑 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森尾電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森尾電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,367,527	流動負債	3,004,905
現金及び預金	915,625	支払手形	488,220
受取手形	127,286	電子記録債務	506,268
電子記録債権	225,818	買掛金	395,125
売掛金	1,713,505	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	149,919	一年以内返済予定の長期借入金	173,279
仕掛品	737,813	リース債務	35,101
原材料及び貯蔵品	401,088	未払金	134,894
前払費用	7,422	未払法人税等	83,494
繰延税金資産	51,908	預り金	19,713
未収消費税等	31,859	賞与引当金	149,000
その他の流動資産	5,280	役員賞与引当金	18,000
固定資産	3,690,686	その他の流動負債	1,807
有形固定資産	1,802,013	固定負債	1,289,119
建物	1,518,284	長期借入金	982,540
構築物	86,884	リース債務	79,688
機械及び装置	3,590	長期預り敷金保証金	16,999
車両運搬具	0	繰延税金負債	202,151
工具、器具及び備品	48,683	長期未払金	7,739
土地	55,297	負債合計	4,294,024
リース資産	89,041	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	231	株主資本	3,274,587
無形固定資産	368,723	資本金	1,048,500
ソフトウェア	59,476	資本剰余金	897,272
ソフトウェア仮勘定	294,886	資本準備金	897,272
電話加入権	1,014	利益剰余金	1,399,099
商標権	133	利益準備金	192,500
リース資産	13,212	その他利益剰余金	1,206,599
投資その他の資産	1,519,949	別途積立金	500,000
投資有価証券	1,138,123	繰越利益剰余金	706,599
関係会社株式	328,721	自己株式	△70,284
役員に対する保険積立金	29,368	評価・換算差額等	489,601
長期前払費用	3,343	その他有価証券評価差額金	489,601
その他の資産	20,392	純資産合計	3,764,189
資産合計	8,058,214	負債及び純資産合計	8,058,214

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年 4 月 1 日から)
(平成29年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,641,077
売 上 原 価		5,469,601
売 上 総 利 益		1,171,475
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		911,077
営 業 利 益		260,397
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	15,580	
受 取 補 償 金	7,000	
雑 収 入	8,101	30,681
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,926	
為 替 差 損	4,883	30,809
経 常 利 益		260,270
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		260,270
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		103,409
法 人 税 等 調 整 額		1,559
当 期 純 利 益		155,302

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,048,500	897,272	897,272
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,048,500	897,272	897,272

残高及び変動事由	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	192,500	500,000	592,565	1,285,065	△70,142	3,160,695
当期変動額						
剰余金の配当			△41,268	△41,268		△41,268
当期純利益			155,302	155,302		155,302
自己株式の取得					△142	△142
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	114,033	114,033	△142	113,891
当期末残高	192,500	500,000	706,599	1,399,099	△70,284	3,274,587

(単位：千円)

残高及び変動事由	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	529,853	529,853	3,690,548
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△41,268
当 期 純 利 益			155,302
自 己 株 式 の 取 得			△142
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△40,251	△40,251	△40,251
当 期 変 動 額 合 計	△40,251	△40,251	73,640
当 期 末 残 高	489,601	489,601	3,764,189

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

- ・ 時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- ・ 評価方法：商品及び製品、仕掛品は個別法に、原材料及び貯蔵品は総平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建 物	1, 052, 647千円
土 地	7, 329千円
合 計	1, 059, 977千円

担保に係る債務の金額

短期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	1, 039, 956千円
長期借入金	953, 396千円
合 計	1, 993, 352千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1, 650, 812千円

3. 保証債務

子会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Morio USA Corporation	280, 475千円
-----------------------	------------

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	45, 890千円
関係会社に対する短期金銭債務	57千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	130, 443千円
営業取引（支出分）	304千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	493, 947	550	—	494, 497

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	550株
----------------	------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	45,981千円
長期未払金	2,369千円
投資有価証券	20,870千円
未払事業税	5,926千円
たな卸資産評価損	596千円
未払金	8,423千円
その他	3,757千円
繰延税金資産小計	87,926千円
評価性引当額	△36,018千円
繰延税金資産合計	51,908千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△202,151千円
繰延税金負債の純額	△150,243千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった

主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4%
住民税均等割等	2.2%
評価性引当額の増減	0.4%
その他	4.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.3%

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主)

- | | |
|-----------------------------|----------|
| 1. 事業年度末日における取得価額相当額 | 49,000千円 |
| 2. 事業年度末日における減価償却累計額相当額 | 48,591千円 |
| 3. 事業年度末日における未経過リース料期末残高相当額 | 503千円 |

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Morio USA Corporation	米国 ネブラス カ州	3,000 千ドル	電気機器 製造販売	所有 100.00%	債務保証 役員の 派遣	債務保証 (注)	280	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)銀行借入280百万円(250万ドル)につき、債務保証を行ったものであります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 273円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 11円29銭 |
- 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益(千円)	155,302
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
期中平均株式数(千株)	13,755

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月10日

森 尾 電 機 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 中 塩 信 一 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 北 島 緑 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森尾電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 5 月10 日

森尾電機株式会社	監査役会	
常勤監査役	中 尾 一 行	㊞
社外監査役	中 島 正 隆	㊞
社外監査役	堀 勝 彦	㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社といたしましては、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、東京証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合したいと存じます。

ただし、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式の併合がその効力を生じる日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

現在の57,000,000株から5,700,000株に変更いたします。

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

1. 変更の理由

第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合による当社発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を57,000,000株から5,700,000株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

2. 定款の変更がその効力を生じる日

平成29年10月 1 日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第 6 条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>57, 000, 000株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>5, 700, 000株</u> とする。
第 7 条（単元株式数） 当会社の単元株式数は <u>1, 000株</u> とする。	第 7 条（単元株式数） 当会社の単元株式数は <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	こ いずみ たい いち 小 泉 泰 一 (昭和23年1月25日生)	昭和45年7月 当社入社 平成11年2月 当社鉄道事業部営業部長 平成13年6月 当社執行役員営業本部副本部長 平成16年10月 当社執行役員営業本部長 平成19年6月 当社取締役営業本部長 平成23年6月 当社常務取締役営業・資材 部門統括 平成26年4月 当社常務取締役営業部門統括 平成26年6月 当社代表取締役社長（現任）	87,000株
2	きた ざわ きみ お 夫 北 澤 公 夫 (昭和28年8月20日生)	昭和52年4月 当社入社 平成11年5月 当社鉄道事業部技術部長 平成13年5月 当社技術本部鉄道技術部長 平成19年6月 当社技術本部長 平成20年6月 当社執行役員技術本部長 平成22年6月 当社取締役技術・品質部門 統括兼営業支援 平成26年4月 当社取締役竜ヶ崎工場長 平成26年6月 当社常務取締役竜ヶ崎工場長 平成28年2月 当社常務取締役竜ヶ崎工場長 兼技術部長（現任）	69,000株
3	きく ち ひろ ゆき 菊 地 裕 之 (昭和39年10月25日生)	昭和62年4月 当社入社 平成19年10月 当社資材本部資材部長 平成24年4月 当社東部営業部長 平成25年4月 当社理事東部営業部長 平成26年4月 当社理事人事総務部長 平成26年6月 当社取締役人事総務部長 平成26年10月 当社取締役人事総務部長 兼資材部門統括（現任）	42,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
4	おお はし みつぐ 大 橋 貢 (昭和38年5月31日生)	昭和61年4月 当社入社 平成19年10月 当社営業本部営業第一部長 平成24年4月 当社資材部長 平成25年4月 当社理事資材部長 平成26年4月 当社理事東部営業部長 平成26年6月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 平成29年4月 当社取締役営業部門統括 兼東部営業部長 兼海外支援室長（現任）	28,000株
5	きの した ひろし 木 下 寛 (昭和31年3月23日生)	昭和54年4月 株式会社東京都銀行入行 平成15年4月 同行稲城支店長 平成18年7月 同行狹江支店長 平成21年7月 同行参与浜松町支店長 平成23年7月 同行参与経営サポート部長 平成26年4月 当社顧問 平成26年6月 当社取締役経営企画・財務部門 統括 平成28年4月 当社取締役経営企画部長 兼財務部門統括（現任）	18,000株
6	※ ひら の りょう し 平 野 了 士 (昭和29年8月25日生)	昭和52年4月 川崎重工工業株式会社入社 平成6年7月 KawasakiHeavyIndustries(U.K.)Ltd. 出向 平成12年7月 川崎重工工業株式会社車両事業本 部車両事業部営業総括部交通シ ステム営業部長 平成13年4月 同社車両カンパニー営業本部 海外営業部長 平成15年11月 同社車両カンパニー営業本部 副本部長兼海外営業部長 平成17年4月 同社車両カンパニー営業本部長 平成26年7月 川重車両テクノ株式会社 代表取締役社長 平成29年4月 当社非常勤顧問	-株
7	く す み やす ひろ 久須美 康 博 (昭和23年1月2日生)	昭和46年4月 日本国有鉄道入社 昭和62年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社 平成11年2月 同社総合企画本部総合技術開発 推進部担当部長 平成12年5月 セントラル警備保障株式会社 取締役 平成15年6月 当社取締役（現任） 平成18年5月 セントラル警備保障株式会社 取締役専務執行役員管理本部長 平成23年5月 同社常任監査役（常勤） （現任）	-株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 久須美康博氏は社外取締役候補者であり、同氏が監査役を務めるセントラル警備保障株式会社とは、製品の販売等の取引関係があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- 久須美康博氏は、鉄道輸送業界及び企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き内部統制やコンプライアンスに關して的確なご助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者久須美康博氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。
- なお、本議案が承認され、久須美康博氏が再任された場合、当社は同氏との間で引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 久須美康博氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定であります。

以上

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings on the page.

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 東京都葛飾区立石六丁目33番1号

かつしかシンフォニーヒルズ

別館4階会議室「ラベンダー」

電話番号 (03) 5670-2222

交通 京成線（都営地下鉄浅草線直通）

「青砥駅」下車徒歩約5分

